

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年7月30日

支出負担行為担当官
福岡管区気象台長 中辻 剛

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、大分中津江多機能型地震観測局の坑道内に設置されている多機能型地震観測装置において、LTE通信環境を構築することを目的とするものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な多機能型地震観測装置、計測震度計、DCP装置の構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 大分中津江多機能型地震観測装置のLTE通信環境構築
- (2) 業務内容 大分中津江多機能型地震観測装置のLTE通信を可能とする通信環境を構築することにより、多機能型地震観測装置の機能を維持し、業務を円滑に遂行するための作業を行う。
- (3) 履行期限 令和9年3月19日（金）

3 業務目的

大分中津江多機能型地震観測装置のLTE通信環境を構築することで安定した機能を維持し、地震及び津波に関する情報の適切かつ迅速な発表に資することを目的とするものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 福岡管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。
- ⑤ 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。
- ⑥ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（直近2年間の保険料の未納がないこと。）。

(2) 技術力に関する要件

多機能型地震観測装置、計測震度計、DCP装置が、地震・津波防災上、極めて重要な機器であることを十分に理解し、業務に支障を与えない技術を有し、同種の業務において十分な実績を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

当該装置の性能・機能仕様を十分に理解し、本業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような作業を行う技術を有すること。また、当該装置の試験及び修理を行う設備を有すること。

- (4) 守秘性に関する要件
 - ① 当台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
 - ② 当台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。
- (5) 業務執行体制に関する要件
作業完了期限までに取付調整、動作確認を完了する体制を有すると共に、作業完了後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。
- (6) 業務実績に関する要件
地震及び震度を観測する装置、伝送装置について保守実績があること。
- (7) 業務の詳細は仕様書による。

5 手続等

- (1) 担当部局
〒810-0052 福岡市中央区大濠 1-2-36 福岡管区気象台
総務部会計課第二契約係 電話 092-725-3602
- (2) 説明書の交付期間及び方法
令和8年7月30日(木)から 令和8年8月19日(水)17:00まで、(1)に同じ(土・日・祝日を除く。)
- (3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法
令和8年8月20日(木)17:00まで、(1)に同じ。
応募者は、応募要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4判とする)、別紙、「参加意思確認書」に添付のうえ、原則として電子メールにより提出すること。
(Email:fukuoka_kaikei@met.kishou.go.jp宛に送付すること。)
なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。
- (4) 応募要件を満たした場合
参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。
- (5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明
 - ① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとした審査結果の通知を受けた者は、通知の日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。
 - ② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。
- (6) その他
 - ① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
 - ② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。
 - ④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合には、当該資格の認定を受けていなければならない。